

③ 分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六五の二

令二・一・一以後終了事業年度分

区 分	取 入 金 額	①に係る分配時調整外国税相当額	②のうち控除を受ける分配時調整外国税相当額
		①	②
合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配	円	円	円
1			
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配			
2			
特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(みなし配当を除く。)			
3			
その他			
4			
計			
5			
法人税の額			円
(別表一「10」又は別表一の三「6」)			
法人税の額から控除する金額			
(5の③)と(6)のうち少ない金額)			
(5の③)のうち法人税の額を超える金額			
(5の③)-(6) (マイナスの場合は0)			
8			

集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(みなし配当を除く。)に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期間	(11)のうち元本所有期間	所有期間割合 (12) (11) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (10)×(13)
		9	10	11	12	13	14
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期末の所有元本数等	収益の分配等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(17)-(18)}{2}$ 又は12 (マイナスの場合は0)	所有元本割合 (18)+(19) (17) (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (16)×(20)
		15	16	17	18	19	20	21
		円	円					円

その他に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の明細

支払者の法人名	支払者の所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける分配時調整外国税相当額	参 考
			22	23	
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
		・			
		計			